

(4) 植栽

郡山城跡の城郭中心部は、大部分が都市公園計画区域と重複し、学校用地として利用されてきた部分も多いことから、植栽整備が進められてきた。公園等で一般に開放されている部分は、積極的に植樹がおこなわれ、植栽が管理されている。一方、堀の法面のように日常的に人が立ち入らない部分は、自然植生が十分に管理されていない場合が多い。中には成長限界に達した樹木が密集する部分もあり、倒木の危機にある樹木も少なくない。

植樹木は、桜が大多数を占めている。しかし、老木や枯木が増え、適正な樹間を保たない密な植樹が樹勢に影響を及ぼしている場合も多い。石垣や土坡への影響を考慮せずに植樹した樹木も多く、遺構の保存や来訪者の安全に深刻な影響を及ぼしている。

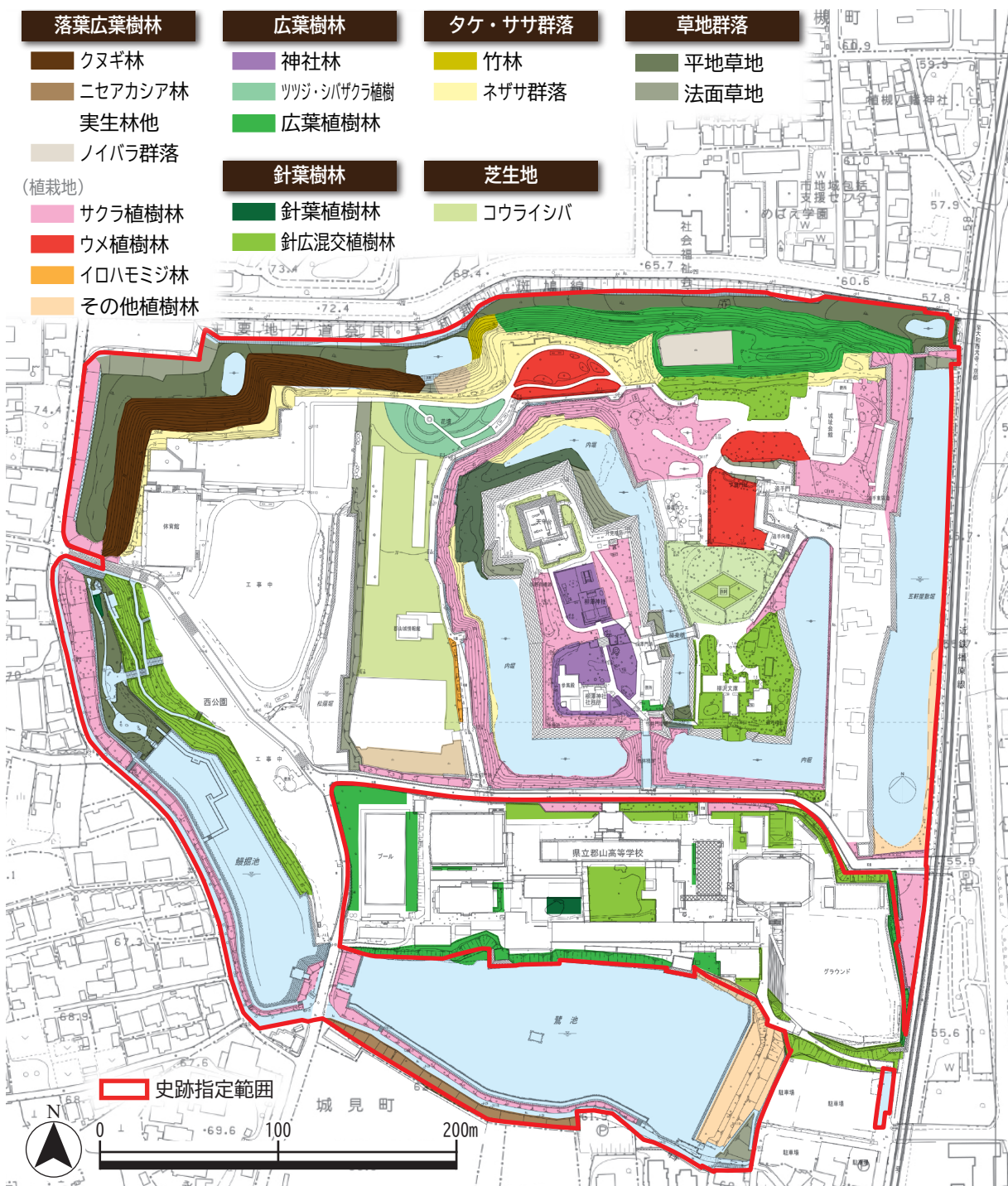


図 3-9 郡山城跡の植栽

(S=1/3,500)

(5) 土地利用

郡山城跡は、指定後の公有化は、今まで実施していない。大部分が公共施設用地であり、左京堀付近が山林、陣甬曲輪が住宅用地に分類される。また、薪蔵を中心とした「西公園」など、都市公園として共有されている部分がある。



図 3-10 史跡指定範囲と土地利用状況

(S=1/3,500)

※オルソ画像は令和5年11月時点

(6) 管理

史跡郡山城跡の維持管理状況を図 3-11 に示す。

一般に開放されている範囲については、それぞれの土地の所有者が日常的な管理をしている。具体的な清掃内容については、以下のとおりである。

- ・一般開放部分について、大和郡山市（公園または河川担当課）または柳沢文庫が、定期的に清掃している。
- ・石垣と法面の清掃等は、年間を通じて定期的に業者発注しておこなっている。
- ・普段、人が立ち入らない堀底も、年間を通じて定期的に草刈り等をおこなっている。
- ・天守台石垣は日常的な除草業務の中で清掃している。

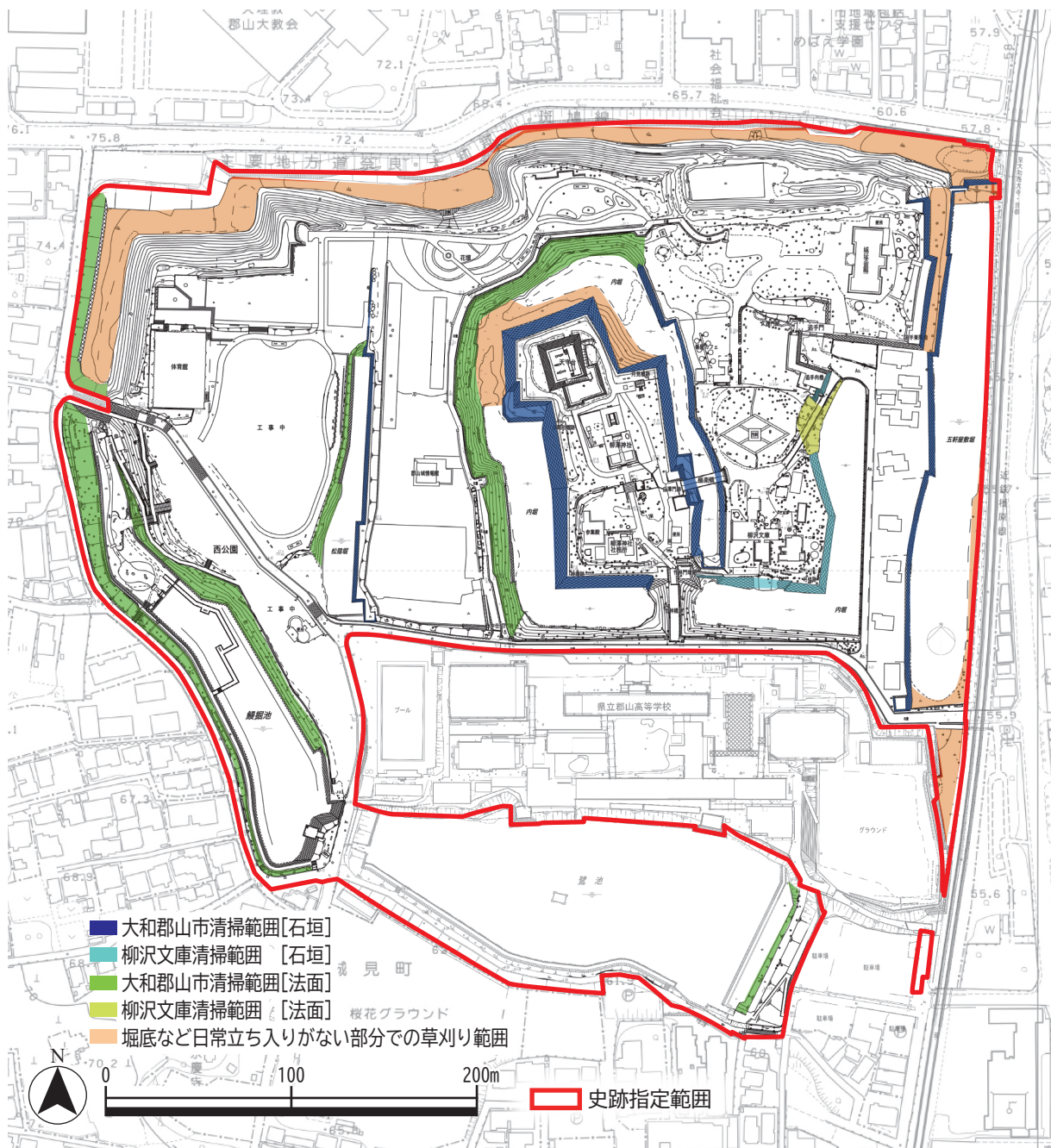


図 3-11 維持管理状況図

(S=1/3,500)